

議案第116号

養父市税条例の一部を改正する条例の制定について

養父市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市税条例の一部を改正する条例

養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第81条の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条本文中「軽自動車税を」を「軽自動車税の種別割は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

議案第116号 養父市税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</p> <p>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>	<p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割</u>の非課税の範囲）</p> <p>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、<u>軽自動車税の種別割</u>は課さない。</p>